

（名称）

第1条 本団体は、「中部大学ハンドボール部（以下、「本団体」という。）」と称する。

（目的）

第2条 本団体は、ハンドボールを通じて技術の向上や部員同士の親睦を図り、心身を練磨し人格の形成に努めると共に、円滑な発展に資することを目的とする。

（活動）

第3条 「中部大学クラブに関する規定」に則り、活動を行う。

第4条 第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) ハンドボールに関する活動
- (2) ハンドボールに関する大会等への参加
- (3) ハンドボールに関する、他大学学生及び他団体との交流
- (4) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

（組織構成）

第5条 本団体は、中部大学の学生を構成員（以下、「部員」という。）として組織する。

（役員）

本団体には、主将（キャプテン）、副主将（副キャプテン）、主務及び会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

（顧問）

第7条 ハンドボール部に顧問（部長・監督・コーチ）を置く。ただし、必要がある場合は、その他の顧問を置くことができる。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第8条 部員は活動のために、部費を納めるものとする。金額は別に定める。

第9条 会計年度は、原則12月から翌年11月までとし、年に一度、保護者代表に会計報告を行い、承認を得るものとする。

（入部及び退部）

第10条 入部希望者は、顧問にその旨を伝え、規約・規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第11条 退部を希望する部員は、顧問にその旨を伝え、退部願を提出する。

第12条 第8条において、顧問は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

(規約の変更)

第13条 規約の変更は、役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第14条 本団体の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不足の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第15条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第2条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第8条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 部員が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。
- (6) その他、本団体の活動に支障をきたす行為を行ったとき。

2 前項の各号の行為により、退部とする場合は、部会にて審議を行い、部員の過半数以上の賛成を必要とする。

(規約以外の規則)

第16条 規約以外の規則を定めることができる。

附 則

本規約は、中部工業大学ハンドボール部として、1965年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、2025年4月1日から施行する。